

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 88 号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
農業創造課	<p>【関係法令】 農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）</p> <p>【趣 旨】 農業保険法施行規則の一部改正に伴い、農業共済制度における園芸施設共済の全棟加入の対象の見直し等所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 疾病傷害共済の支払限度額の算定【第 82 条、第 84 条関係】 疾病傷害共済は、共済金額が補償される診療費総額の最大額となり、1 年未満の共済加入期間の場合、共済金額を加入期間に応じて減額するため、共済掛金の算定の段階では不要である短期係数等の規定を改正する。</p> <p>(2) 園芸施設共済の全棟加入の対象の見直し【第 109 条第 2 項第 5 号関係】 園芸施設共済については、全棟加入が原則となっているが、特定園芸施設が他の保険等に加入している場合には、園芸施設共済資格者から申出により、全棟加入の対象から除くことを規定する。</p> <p>(3) その他規定の整備</p> <p>【施行期日】 兵庫県知事の認可のあった日</p>